

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務及びそれに附帯する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区では、国民健康保険事務及びそれに附帯する事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

評価実施機関名

大田区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年10月10日

項目一覧
I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務及びそれに附帯する事務
②事務の内容 ※	【資格・賦課業務】 被保険者の資格管理及び資格確認書の発行、国民健康保険料の賦課に係る事務 【収納業務】 国民健康保険料の収納管理、口座振替、督促・催告、過誤納金の充当及び還付、滞納整理に係る事務 【給付業務】 療養の給付、高額療養費、高額療養費貸付基金、高額介護合算療養費、出産費資金貸付基金、一部負担金の減免及び徴収猶予、その他給付に係る事務 【その他業務(被保険者の健康の保持増進に関する事業)】 被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務 被保険者に対する、はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券の配付に係る事務
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

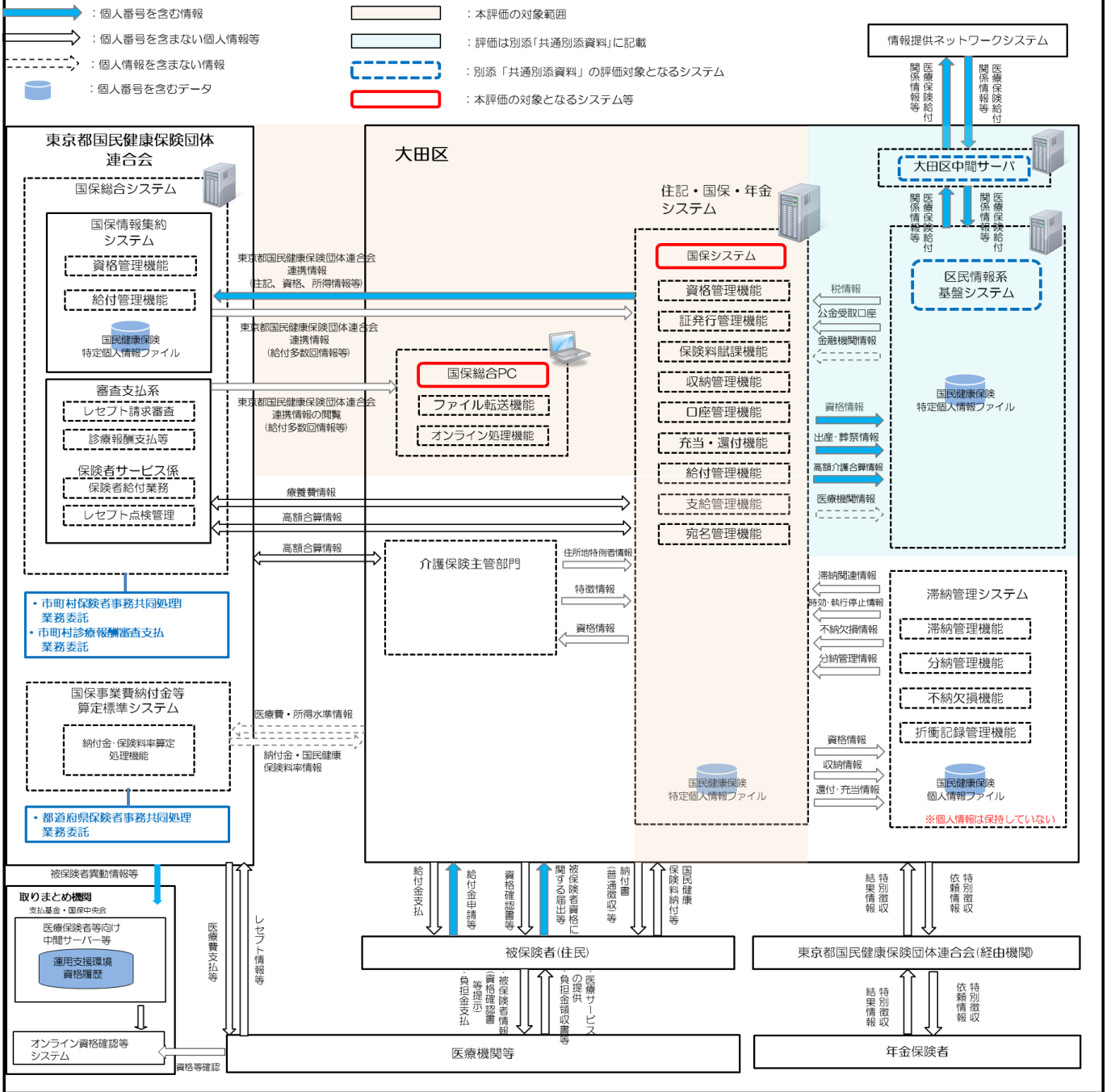
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	【資格・賦課業務】 被保険者の資格情報を管理する機能 資格確認書を発行する機能、及び発行履歴を管理する機能 国民健康保険料の賦課計算を行う機能 【収納業務】 国民健康保険料の収納状況を管理する機能 被保険者の口座情報を管理する機能 過誤納金を充当及び還付する機能 【給付業務】 被保険者の給付情報を管理する機能 療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金等の支給情報を管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (国保総合(国保集約)システム)

システム2

①システムの名称	国保総合(国保集約)システム								
②システムの機能	【資格継続業務】 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信機能 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 (2)被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル)の受信機能 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 【高額該当回数の引き継ぎ業務】 (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 【オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)】 (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から東京都国民健康保険団体連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東京都国民健康保険団体連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 *ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 (国保システム)</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国保システム)	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (国保システム)	)								

3. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	・被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要がある。 ・また、被保険者の申請・届出等を簡略化(申請書記載項目・添付書類を省略し、利便性の向上を図る必要がある。 ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険情報ファイルを提供する。	
②実現が期待されるメリット	・行政機関間で利用する情報が電子化されることで、事務処理の速度・正確性が向上し、公平・公正な事務の遂行が可能となる。 ・各種申請書・届出書等において、書類等に記載する項目や添付書類の削減により手続きが簡略化され、被保険者の利便性、行政機関の業務効率が向上する。 ・オンライン資格確認等システムを通して、行政機関は資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保険医療データ活用のしやすさを実現する。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条(国民健康保険法関係) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	区民部国保年金課	
②所属長の役職名	国保年金課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容



(備考)

国民健康保険事務の主な事務は、以下のとおりとなる。

1.国民健康保険の資格取得・喪失

(1)国民健康保険資格の取得

区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を取得する。

(2)国民健康保険証等の発行

資格を取得した区民に対し資格確認書や資格情報のお知らせをはじめ、高齢受給者証や限度額適用認定証等の各証を発行する。

(3)国民健康保険資格の喪失

区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を喪失させる。

2.国民健康保険料の賦課・徴収

(1)国民健康保険料の賦課

世帯単位で国民健康保険料を算出し、賦課決定額を通知する。同時に納付書を送付する。

(2)国民健康保険料の徴収

区民から徴収した国民健康保険料を収納する。

(3)督促・催告の実施

国民健康保険料を完納していない世帯に対し、督促・催告を行う。

(4)滞納整理の実施

国民健康保険料を完納していない世帯に対し、分納相談や差押え等を行う。

3.国民健康保険の給付

(1)高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給

区民からの支給申請等により高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給を行う。

(2)不当医療費の請求

不当に受けた国民健康保険給付料の返還請求を行う。

(3)医療費通知書の発送

国民健康保険被保険者に対し、一定期間に受診した医療費額を通知する。

東京都国民健康保険団体連合会に委託する事務は、以下のとおり。

1.市町村保険者事務共同処理業務

(1)国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理する。このため、東京都内の全市区町村における被保険者の資格継続業務、及び、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する必要がある。当該業務を行うために使用する「国保情報集約システム」の共同設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会へ委託する。なお、「国保情報集約システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用する。

(2)上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)を使用しない。

(3) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。

2.市町村診療報酬審査支払業務

保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託する。なお、当該業務、及び、当該業務を行うために使用する「国保総合システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)は使用しない。

3.都道府県保険者事務共同処理業務

都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)・国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入・国民健康保険料収納必要額を推計し、その国民健康保険収納必要額を確保する。このため、東京都は、所得水準に基づき東京都内の全市区町村ごとの国民健康保険料収納必要額を算定する業務を実施する必要がある。当該業務を行うために、標準国民健康保険料率を計算する「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を東京都国民健康保険団体連合会に委託する。なお、当該業務、及び、当該業務を行うために使用する「国保事業費納付金等算定標準システム」では個人番号(特定個人情報ファイル)は使用しない。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
その必要性	被保険者の資格情報・所得情報・収納情報・給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
その妥当性	【識別情報】 個人番号: 本人を識別するために必要 その他業務別情報(内部番号): 本人を識別するキー情報となるため必要 【連絡先等情報】 通知書等を発送する業務、問合せ業務、国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 【業務関係情報】 地方税関係情報: 主に賦課業務、各証の所得区分判定業務等に利用するために必要 健康・医療関係情報: 主に被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務等に利用するために必要 医療保険関係情報: 主に給付業務等に利用するために必要 生活保護・社会福祉関係情報: 主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 介護・高齢者福祉関係情報: 主に賦課業務に利用するために必要 雇用・労働関係情報: 主に賦課業務に利用するために必要 年金関係情報: 主に特別徴収の判定等に必要	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月5日	
⑥事務担当部署	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	入手の時期(頻度) ・被保険者もしくはその世帯構成員の住民異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の国民健康保険資格に関わる異動発生時(随時) ・被保険者もしくはその世帯構成員の所得に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の介護特別徴収に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の給付に関わる異動発生時(月次) ・被保険者もしくはその世帯構成員の生活保護等に関わる異動発生時(随時) 【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格に関わる異動発生時(日次) ・転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報に関わる異動発生時(月次)	
④入手に係る妥当性	・国民健康保険法第9条第1項、大田区国民健康保険条例第24条の2等により、大田区国民健康保険に関わる各届出等は都度、本人又は本人の代理人の届出により入手する。 ・国民健康保険法第9条第1項及び第14項により、住民異動が発生し戸籍住民課で住民異動届が受理された都度、区民情報系基盤システムを介して戸籍住民課より入手する。 ・他の事務担当課(課税課、福祉管理課、介護保険課等)や他の市町村が管理する情報は、事務の遂行上、常に最新で正確なものを把握する必要があるため、更新が発生した都度、区民情報系基盤システムを介して入手する。 【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。	
⑤本人への明示	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法第22条(利用特定個人情報の提供)第1項	
⑥使用目的 ※	国民健康保険に関する事務及びそれに附随する事務(Ⅰ-1-②)を行うため	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	国保年金課、戸籍住民課、特別出張所(18か所)
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		以下の場合に特定個人情報を利用する。 ①申請書・届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 (例)特定個人情報が記載された申請書・届出書等を受理審査する、特定個人情報が記載された通知書等を発送する等 ②国保システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 (例)各システムに申請書情報等の特定個人情報を入力・登録する、他の事務担当課から各システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから中間サーバを介し他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等 ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 (例)中間サーバから国保システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ⑤東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等
	情報の突合 ※	被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の5情報により、他市町村等(中間サーバ)から入手した情報(レコード)は、大田区内部宛名番号により突合する。
	情報の統計分析 ※	被保険者数の推移・国民健康保険料の分布等の統計処理は実施しているが、個人番号そのものを識別し対象とする統計分析は実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・国民健康保険資格の得喪の決定 ・資格確認書、資格情報のお知らせ等の交付 ・国民健康保険料の決定 ・国民健康保険に関わる各種通知文書の通知決定 ・国民健康保険の給付決定 など
⑨使用開始日		平成28年1月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件)
委託事項1		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(＊):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項2		国保システム保守委託	
①委託内容		国保システムの保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～27、29	
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (大田区で指定する端末機器より特定個人情報ファイルを利用する。)	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	
	⑨再委託事項	システム保守運用業務	

委託事項3		国保システム運用作業委託
①委託内容		国保システムの運用で発生するオペレーション作業の委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～27、29
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。
	⑨再委託事項	システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業

委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き継ぎ業務)などを委託する。なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、東京都国民健康保険団体連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	
	その妥当性	平成30年4月1日以降、都道府県単位で被保険者の資格情報や高額療養費を算出するための情報を管理することが必須となるため、当該業務は東京都国民健康保険団体連合会による委託でなければ実施することができない。 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当回数の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 * 取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報記録項目」のNO.31	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
⑥委託先名		東京都国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)及び国保総合(国保集約)システムの保守業務など。	

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のために、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理および個人番号の紐づけが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
⑥委託先名		オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (東京都国民健康保険団体から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項6	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
その妥当性	・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
③委託先における取扱者数	〔 10人以上50人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〔 ○ 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 ○ 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 〕その他 ()
⑤委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名	東京都国民健康保険団体連合会 (東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の東京都国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、東京都国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ることとする。
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

委託事項7		サーバ等機器保守委託
①委託内容		国保システムのハードウェア保守委託(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	国保年金システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバー等の機器保守には、専門的な知識を有する民間事業者による取扱いが必要なため。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～29
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (特定個人情報ファイルが格納されているサーバ等に対する作業のため、直接的な特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項8		窓口サービス業務委託
①委託内容		窓口サービスの業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
	その妥当性	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、23～27
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。)
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (29) 件 ☐ 移転を行っている (7) 件 ☐ 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表2項関係 第4条(健康保険法関係)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報、健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表3項関係 第5条(健康保険法関係)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表6項関係 第8条(船員保険法関係)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表13項関係 第15条(児童福祉法)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表16の項関係 第18条(児童福祉法関係)
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表19項関係 第21条(児童福祉法関係)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表27項関係 第29条(予防接種法関係)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表38項関係 第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表42項関係 第44条(生活保護法関係)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表48項関係 第50条(地方税法関係)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	健康保険法第3条第7項に規定する被扶養者の異動に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表56項関係 第58条(私立学校教職員共済法関係)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表65項関係 第67条(国家公務員共済組合法関係)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表69項関係 第71条(国民健康保険法関係)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表70項関係 第72条(健康保険法関係)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第72条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表83項関係 第85条(地方公務員等共済組合法関係)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表87項関係 第89条(老人福祉法関係)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	厚生労働大臣
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表111項関係 第113条(雇用保険法関係)
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表115項関係 第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は医療保険被 保険者等資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	都道府県知事等
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表125項関係 第127条(中国残留邦人等支援給付関係)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	情報連携主務省令第2条表131項関係 第133条(介護保険法関係)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険加入者の資格に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	住民基本台帳主管部門
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第1項第10号
②移転先における用途	住民票発行業務で国保の資格情報を行政欄に記載する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (住民基本台帳システムとの連携)
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
移転先2	介護保険主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第3項
②移転先における用途	介護保険業務の給付事務において医療保険資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。)
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

移転先3	障害福祉主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	障害福祉業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 (国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。)
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
移転先4	子育て支援主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	子育て支援関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ()
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

移転先5	福祉主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第3項
②移転先における用途	福祉関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報	資格情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度
移転先6	地方税関係主管部門
①法令上の根拠	大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第3条第3項
②移転先における用途	地方税関連業務で国保の資格情報・収納情報を確認する。
③移転する情報	資格情報、収納情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（国保システム操作端末より特定個人情報ファイルを利用する。 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	対象者の情報が更新される都度

移転先7		健康づくり関係主管部門
①法令上の根拠		大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途		健康づくり関連業務で国保の資格情報を確認する。
③移転する情報		資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む
⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度		対象者の情報が更新される都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		特定個人情報ファイルはシステムサーバ内、及びバックアップ用として外部記憶媒体内の双方に保管する。 システムサーバは、民間事業者が運営するデータセンタに設置され、データセンタ及びサーバールームへの入館・入室は生体認証による入退室制限等を実施している。また、当該サーバに対しては限定された端末・ネットワークセグメントからのみログインが可能で、Windows認証等を実施している。 外部記憶媒体は、民間事業者が運営する保管センタに格納され、管理区域への厳重な入退管理制限を実施している。
②保管期間	期間	[10年以上20年未満] <選択肢> 1) 1年未満 4) 3年 7) 6年以上10年未満 10) 定められていない 2) 1年 5) 4年 8) 10年以上20年未満 3) 2年 6) 5年 9) 20年以上
	その妥当性	国民健康保険料の徴収権・請求権の時効は2年であるが、資格情報及び滞納情報は滞納整理を行う根拠となるため、債務の承認による時効の更新も含め、時効到来あるいは不納欠損処理までを保管期間とする。
③消去方法		データ消去ソフトによるデータ消去後、サーバ(HDD)等の機器を物理的に破壊する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	情報名	概要
1	資格情報	国保資格取得・喪失、退職者制度該当、旧国保該当等の情報
2	証管理情報	被保険者証、高齢受給者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、限度額認定証、特定疾病受給者証等の発行・回収情報
3	前期高齢者情報	前期高齢者の世帯・個人単位の負担割合等情報
4	賦課情報	医療・介護・支援金及び合計分の国民健康保険料賦課等の情報
5	所得情報	国民健康保険料の算定基礎となる所得および非自営等減額に関する情報
6	特別徴収情報	年金特徴対象者および特徴依頼・異動・結果等の情報
7	レセプト情報	医療機関等から請求されたレセプト給付情報
8	療養費情報	柔道整復・はりきゅう・補装具等の療養費給付情報
9	高額療養費情報	高額療養費申請・支給情報
10	医療機関情報	医療機関・柔道整復師名称・所在地等の情報
11	不当利得情報	資格喪失後の給付に伴う不当利得請求・収納情報
12	高額介護合算情報	高額介護合算申請・支給情報
13	出産・葬祭情報	出産育児一時金・葬祭費の申請・支給情報
14	収納情報	国民健康保険料の収納情報
15	還付・充当情報	国民健康保険料の還付及び充当情報
16	金融機関情報	口座振込等で使用する金融機関情報
17	口座情報	国民健康保険料口座振替・還付・給付金支給で使用する支払先口座情報
18	住民情報	氏名・住所・生年月日等の宛名情報、戸籍関係情報
19	年金受給情報	特別徴収の判定で使用する年金受給情報
20	介護保険情報	介護住登外登録、施設入所、年金特徴等情報
21	税情報	国保システムの税情報で確認不可の税情報
22	住記情報	国保システムの住民情報で確認不可の住記情報
23	年金資格情報	国民年金資格異動情報
24	時効・執行停止情報	国民健康保険料の時効および執行停止に関する情報
25	不納欠損情報	国民健康保険料不納欠損情報
26	滞納関連情報	国民健康保険料の滞納に伴う調査・処分等に関する情報
27	分納管理情報	国民健康保険料の分納管理に関する情報
28	特定健診情報	特定健診の健診結果・保健指導の情報
29	国保連携情報	被保険者異動情報（住基、資格、所得、多数回等）

○特定個人情報ファイル記録項目のうち、「オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務で使用する主な項目No.は以下のとおり

- ・被保険者証記号及び被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)【No.2】
- ・券面記載の被保険者証記号【No.2】
- ・券面記載の被保険者証番号【No.2】
- ・券面記載の氏名(漢字)【No.18】
- ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名【No.18】
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)【No.18】
- ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名【No.18】
- ・被保険者証裏面への性別記載の有無【No.18】
- ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無【No.18】
- ・自己負担限度額が変更となった場合、又は治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日【No.2】

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【システム以外】 ①個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 ②窓口において、申請書・届出書等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報が入手されない（本人及び世帯員以外の情報が含まれていないかを確認する）ように業務ルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けている。 ④個人情報の取扱いに対する意識強化のために、年に1回以上、課内でセキュリティ研修を実施している。 【国保システム】 ①個人・所属グループ（課・係等）単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作（どのような情報を参照したか等）を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムとの連携においては、宛名コードをキーとして連携することにより、確実に対象者を特定した連携を行うことにより、対象者以外の個人情報の入手を禁止する。 【国保総合（国保集約）システム】 ①入手するデータは東京都国民健康保険団体連合会において、関連性及び妥当性及び整合性のチェック（＊）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ②システムでの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作（どのような情報を参照したか等）を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ＊：ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【システム以外】 ①本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような様式（書面）を使用している。また、記載要領・記載例の提示等により、不要な情報の記載を排除している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③不要な書類は受領しない運用としており、不要な書類を提出された場合は返却している。 ④申請書・届出書の受理において不要な情報が記載されていないか等を確認する手続きを設けている。 【国保システム】 ①個人・所属グループ（課・係等）単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力（登録）できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作（どのような情報を参照したか等）を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない（国保システムに提供されない）。 【国保総合（国保集約）システム】 ①入手元は、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、配信されるデータは東京都国民健康保険団体連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース（＊）によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作（どのような情報を参照したか等）を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ＊：ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合（国保集約）システムの外部インタフェース仕様書に記載されている東京都国民健康保険団体連合会の国保総合（国保集約）システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目（法令等で定められた範囲）でないと、東京都国民健康保険団体連合会の国保総合（国保集約）システムからデータ配信ができないしくみになっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①申請書等の受理はあらかじめ決められた窓口又は郵送によるものとし、本人又は代理人の本人確認を必ず行うものとする。 ②本人確認を行った上で所定の手続き(どの申請にはどの様式により、どの書類が必要となっているか等)により本人情報を入手している。それ以外の方法による入手を一切認めていない。 【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を入力(登録)できないよう制御している。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤区民情報系基盤システムとの通信は暗号化を実施している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③業務で必要としない情報を入力(登録)できないようシステムで制御している。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰がいつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤入手元が東京都国民健康保険団体連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を介して入手する。なお、通信は暗号化されている。 ⑥指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象・周期およびデータ定義等に従った内容でないとデータの送受信ができない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	【システム以外】 ①運転免許証・個人番号カード等、本人確認ができるものの提示を必須としている。 ②聴聞の際には、申請者又は届出人から、家族構成・家族の生年月日等、本人でなければ知り得ない事項を確認した上で業務を行うルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【システム】 なし
個人番号の真正性確認の措置の内容	【システム以外】 窓口で個人番号を入手する場合は、 ・個人番号カードの提示を受け、顔写真等から本人のもので間違いないことを確認する ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う ・確認した個人番号とシステムで保持している個人番号を照合確認する等の本人確認と、本人の個人番号であることを確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入手する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。 【国保総合(国保集約)システム】 東京都国民健康保険団体連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【システム以外】 ①情報が不正に改ざんされないよう申請書・届出書・電子媒体等は施錠できる保管庫に格納している。 ②申請書・届出書の記載情報が適正かを審査する手続き(他課への確認等)を実施するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③窓口で受領した申請書・届出書等の内容をシステムに入力前後に入力内容を確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 ①システムへのデータ入力時や区民情報系基盤システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。 ④区民情報系基盤システムからのデータ連携処理が正常に完了したか監視している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムへのデータ入力時や国保システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②被保険者情報等のデータは、国保総合(国保集約)システムの処理で生成され、その処理結果は大田区及び東京都内他自治体の職員が確認する。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①申請書・届出書・電子媒体等を机上に放置しない等適切な管理を行い、開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。 ③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。 ④端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等へ書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。 【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤システムと操作端末間の通信は暗号化されている。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤東京都国民健康保険団体連合会との通信回線は専用回線を使用している。また、大田区と東京都国民健康保険団体連合会の双方のネットワークにファイアウォールを設置することで限定された通信制御が施され、かつ、通信の暗号化を行っている。 ⑥システムの検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	【システム以外】 ①大田区情報公開・個人情報保護審議会において承認を得られた情報項目以外はシステム及び電子記録媒体に保持することが禁止されている。 ②個人情報収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。 ③業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。 ④毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 【国保システム】 ①区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(システムに提供されない)。 規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。 ②新たな項目を紐付けしようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。		
	【システム以外】 ①他部署にて管理しているシステムの利用において、業務に関係のない情報の検索、閲覧、利用が禁止されている。 ②他部署にて管理しているシステム内で保持している情報を新たに業務で利用する場合、大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得る必要がある。 【システム】 ①他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、参照権限しか付与されていない。また、参照できる情報項目が必要最小限に制限されている。参照できる情報項目は他部署でシステム的に制限されており、法律に基づいた閲覧制限を課せられている。 ②他部署にて管理しているシステムを利用する国保年金課職員は、必要最小限の人数としている。また利用にあたっては、他部署へ法律に基づいた申請を行うことが条件となっており、これに基づいて許可・不許可のシステム設定がなされる仕様となっている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	【システム以外】 ①生体情報の登録、ユーザID・パスワードの適切な管理について運用ルールが定められている。 ②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ③ログインしたまま端末を放置せず、離席時には画面ロックまたはログアウトすることやパスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 【国保システム】 ①システム認証は、庁内認証基盤とのシングルサインオン認証となっている。 ②Windows認証は、生体情報等による認証となっている。 ③システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①Windows認証とシステム認証は、ユーザIDと暗証番号による認証となっている。 ②システムを利用する必要がある事務取扱担当者特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てる。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	【システム以外】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外は実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを速やかに削除する手順を設けている。 【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員(システム管理者)を限定している。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。		

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【システム以外】 ①システム管理者が人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを削除する手順を設けている。 ②アクセス権限は割り振られたIDの一覧と業務の対応表を作成し不正なアクセスを監視している。 【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②システム管理者は、システムのオンライン画面上でどのユーザにどの権限が付与されているかを確認することができる。 【国保総合(国保集約)システム】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、大田区職員では実施できず、東京都国民健康保険団体連合会のシステム管理者でなければ実施できない。 ②システム利用権限の付与・変更・失効は、所定の様式・手続きでしか行われない。また、当該手続きには、システム管理者の承認が必要となる。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【システム以外】 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②当該記録については、一定期間保存することとしている。 【国保総合(国保集約)システム】 同上	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①条例で事務の目的以外で特定個人情報を利用してはならないことを定めている。 ②不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 【国保総合(国保集約)システム】 同上	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①システムに記録されている個人情報等のデータについて、改ざんや業務目的以外のコピーを禁止するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ②委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項(個人情報の複製の禁止、委託業務終了時の個人情報の削除・返還等)を別途定めている。 ③外部記憶媒体にデータをコピーする場合、管理者の許可を得るルール及び手順を定めており、ルールに従って業務を行っている。 ④端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等へ書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。 【国保システム】 ①個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ②不正な操作(特定個人情報の不正利用)が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 【国保総合(国保集約)システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	①個人情報の取扱いに関する委託先にはプライバシーマークの取得、ISMS認証取得の要件を満たすか確認している。 ②個人情報の取扱いに関する委託契約時には、「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」を添付し、「情報セキュリティ体制の報告、責任者等の特定、定期及び事故発生時の報告、立入検査等」について明記した契約を締結している。 ③委託契約締結時、委託先事業者に情報セキュリティ体制の報告・責任者等の特定を義務付けている。 ④委託契約中は、定期報告・事故発生時の報告を受けるだけでなく不定期に立入検査を行い、情報保護管理体制を確認している。 ⑤上記について問題を認識した場合は、即座に委託先統括リーダーに業務改善の指示を行っている。改善指示を受けた委託先事業者は、業務改善計画を立て、定期研修のほかスポット研修を実施して再発防止に取り組むことを契約仕様書に記載しており、かつ運用されている。 ⑥委託先事業者との定例会を1か月に1回開催しており、その中で問題と改善案を検討し、決定した改善方法により業務を運用している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	【システム以外】 ①委託契約書において、委託先の要員名簿の提出と変更時における報告・更新を義務付けている。 ②システムの利用権限の追加及び変更は、申請書により所定の審査・承認を経てユーザIDを付与している。 ③システムの利用権限の追加及び変更は、システム管理者でしか設定することはできない。 ④システムの利用には生体認証を用いたうえで要員ごとにユーザIDと紐付けを行い、利用状況を確認し不正なID利用が無いように監視している。 ⑤委託事業者に付与する権限は業務上必要最小限の権限を割り当てている。 ⑥不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認するルールを定めており、定期的に操作履歴のログを確認し不正な書き出しがないか点検を行っている。 窓口業務委託等の庁内システムを利用する委託先については、利用者に下記の制限を行っている。 【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員を限定している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	【システム以外】 特定個人情報ファイルの取扱いに関わる報告を定期的(日次・月次)に受け、報告書を納品物に指定している。 窓口業務委託等の庁内システムを利用する委託先については、下記の対応を行っている。 【国保システム】 個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供の禁止を契約書に明記している
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止 大田区で以下の運用ルールを定めている。 ①システム保守事業者等が個人情報データを庁内から外部に持ち出す場合は、「外部持ち出し申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得なければならない。 ②外部記憶媒体を用いて大田区と委託先事業者との間で個人情報の受け渡しを行う場合、「メディア受け渡し票」により外部記憶媒体の受け渡し履歴を記録しなければならない。
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①大田区から提供を受けた特定個人情報データの外部持ち出しの禁止 ②作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適切に返却・消去すること ③大田区から提供を受けた特定個人情報データの目的外利用・第三者への提供の禁止 ④大田区から提供を受けた特定個人情報データの複写及び複製の禁止 ⑤個人情報及び機密情報の保護、秘密の保持 ⑥責任者等の特定、教育の実施 ⑦定期及び事故発生時の報告、立入検査

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	十分に行っている	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①再委託の原則禁止 ②やむを得ず再委託を実施する場合の手続き ③再委託先は受託者と同様の義務・責任を負うこと ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されていること ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること
具体的な方法		
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である
		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	【システム以外】 区民情報系基盤システムにて保持しているログ情報(いつ・どの特定個人情報ファイルが・どの課からこの課へ提供されたか等のログ)の開示請求により、特定個人情報ファイルの提供・移転が番号法第19条の規定や条例に遵守しているかを確認することができる。 【国保システム】 国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認されないと他システムとの接続ができず、特定個人情報の提供・移転は行えないルールが定められている。 ②他部署からデータ抽出などの電算処理の依頼がある場合、所定の様式による申請後、内容を精査し承認手続きを経て処理を行うルールが定められている。 ③上記①②は、いずれも番号法第9条又は第19条に基づいて、承認手続きが行われる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 特定個人情報を提供・移転する際は、番号法第19条の規定や条例に基づいたものであることを条件とし、移転時においては移転先の課より申請書等を受領し、厳格な審査手続きを実施する。 【国保システム】 ①区民情報系基盤システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 他システムとの接続は大田区情報公開・個人情報保護審議会の承認手続が必要であり、承認された相手のみ提供・移転が可能である。 【国保システム】 ①国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 ②特定個人情報ファイルの値に誤り等がないかチェックする機能をシステムに設ける。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 ②個人情報の収集については、条例にて取り扱う事務の目的を明確にし、事務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならないと定めている。 ③届出・申請等の様式について、住民基本台帳事務処理要領に記載の参考様式を基に届出者・申請者が記載する箇所を事務処理に必要な項目に限定している。 ④窓口において、記載例を提示して必要な情報以外を記載しないように対策している。 【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないようにユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。 <ID> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 <パスワード> ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにする。 【国保システム】 ①国保システムからの情報提供ネットワークシステムへの接続はできない設定としている。 ②情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN)を利用して基盤システムのみが接続可能とすることにより安全性を確保している。 ③庁内のネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離し、インターネット接続環境からの通信をできないようにしている。 ④サーバー等のハードウェアはデータセンタ内に設置しており、また接続できる端末はスイッチ・ファイアーウォールで必要最小限に制御されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①入手された情報は職員が目検によりチェックする。チェックの結果、不正確な情報であった場合は、情報の提供先に修正要請を行う。 【国保システム】 ①情報提供ネットワークシステムにデータを提供する場合、及び情報提供ネットワークシステムからデータを取得しシステムに取り込む際は、データ入力値に矛盾がないかなどバリデーションチェック等により不正確なデータの提供・取り込みを抑止している。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持し定期的に確認している。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手する。 ⑤提供先において、仮に誤った情報を提供した場合を想定した措置が担保されている。 ⑥特に、中間サーバーでは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①業務で使用する個人情報を含むデータ等が記録された電子媒体及び入出力帳票並びに文書等は放置せず、閉庁時には施錠できる場所に保管している。 ②事務処理段階で発生する個人情報を含む帳票類で不要となるものは、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、再度内容確認の上シュレッダーで裁断している。 ③窓口にて記載された届出書・申請書等は、入力・訂正・削除を行った際に作成される帳票とともに所定の書庫に当区の規定に従って施錠・保管している。 ④情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去している。 ⑤情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置していない。 ⑥上記①から⑤についてのルールが定められており、かつ運用されている。 【国保システム】 ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システムとの通信は暗号化を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。 ④定期的に不正なデータが入力されていないかデータチェックを実施している。 【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ②システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。 【国保システム】 ①他業務への提供・移転は区民情報系基盤システムを介してのみ実施される。所要の手続きを経て許可されたシステムとのみ連携することとし、連携仕様が改変される際は本稼動前に動作検証を必須としている。 ②システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ⑤システムが利用できる端末を限定している。 ⑥情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。また、情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可情報とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①受付時に、届出書に誤りが無いか、申請者に確認している。 ②業務上必要のない情報や保持を許可されていない情報を収集・記録してはならない旨のルールを設けており、ルールに従って業務を行っている。 ③システムにデータを入力・訂正・削除する場合、複数人でチェックしている。 ④定期的に不正なデータが入力されていないかデータチェックを実施している。 【国保システム】 ①国保システムから特定個人情報を提供・移転する先は区民情報系基盤システムに限定され、提供先を変更するにはサーバー内のプログラム及びファイヤーウォール等の通信機器設定を変更する必要がある。当該変更を実施できるのは特定のシステム事業者のみに限定されており、システム事業者の悪意による行為を防ぐために、サーバー室等への入室管理と操作ログの採取を実施している。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照合許可照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	①外部記憶媒体について、次のルール等を設けており安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰り禁止 ・鍵のついた書庫等での保管 ・使用管理簿による管理 ②帳票類・電子データ・職員証の管理について、放置の禁止や施錠保管等の安全管理措置を講じている。 ③サーバや端末等について、以下の物理的対策を講じている。 ・ワイヤーロックによる固定 ・入退室管理 ・ラックの施錠管理 など ④バックアップデータは世代管理を行うとともに、遠隔地保管を行っている。 ⑤端末の廃棄を行う際は、データ消去証明書の提出を義務付けている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【システム以外】 ネットワーク構成図の整備、システム機器やソフトウェアのシステム機器管理台帳への記録、システム管理者以外のソフトウェアのインストールや設定変更の禁止、不正なソフトウェアコピーの禁止等のルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 ①特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続はシステム管理者権限を付与された限られた人のみが行うことができ、操作ログを記録・保管している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が・いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③システムサーバ、及び端末にウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行っている。 ④システムを利用できる端末をネットワークセグメント、ファイアウォール等で限定している。 ⑤ユーザーIDのパスワードを定期的に変更している。 【国保総合(国保集約)システム】 同上	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
	具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同じセキュリティ対策で管理している。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①申請書・届出書等からシステムに入力・登録する情報項目は、当日に入力・登録すべき情報のもの等が発生しないよう、複数人による更新チェックを実施している。 ②バックアップデータは日次で取得しているため、データストアを実施した場合、最も古くても1営業日前のデータに復旧することが可能となっている。 ③USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。 【国保システム】 保管している特定個人情報更新された場合、その都度区民情報系基盤システムを介して最新の情報を反映させる仕組みとなっている。 【国保総合(国保集約)システム】 保管している特定個人情報更新された場合、その都度最新の情報を反映させる仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【システム以外】 ①外部記憶媒体及び文書等の廃棄を行う場合は、「データ消去・媒体廃棄申請書」によりセキュリティ管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ②磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により完全消去する。当該消去作業を委託により実施する場合は、データを完全に消去した旨の報告書を納品物に指定している。 ③帳票等の文書廃棄は、事務処理等で不要となった都度、シュレッダーで裁断している。 ④情報毎に保存期限が決められており、保存期限を経過したものは定期的に溶解処分している。 ⑤USBメモリを使用する場合は原則データの移動用途とし、使用後すみやかにデータ削除を実施している。また、削除したことの確認を実施している。 【国保システム】 データの保存期限を経過したデータは、SV作業により適時でデータを削除することができる。 【国保総合(国保集約)システム】 同上	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容を定めている。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 ②所管における自己点検について、以下の内容を定めている。 ・課長は、課内の情報セキュリティの確保及び実施手順の実施状況と有効性の評価のため、自己点検を実施する。また、必要に応じて、自己点検の結果について部長の評価を受ける。 ・課長は、自己点検の結果や評価の内容を踏まえ、実施手順の見直しを行う。実施手順の見直しに際しては、その結果等を課内及び関係者に十分に周知する。 ③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和7年6月10日	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	①監査については、大田区情報セキュリティ対策基準、セキュリティ監査事務概要に記載がある。 ②毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 ③監査は第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は指摘内容への回答を含めて、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 ④重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	【大田区全体の対応】 ①研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報セキュリティ対策担当等と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 ②毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。 ③研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。 ④研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【国保年金課の対応】 従事者に対して、年1回以上、以下に関する研修を実施している。 ・セキュリティ基本方針・対策基準・実施手順の理解 ・個人情報の取扱い ・外部記憶媒体の適切な利用と管理 ・パスワード管理について 等	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
②請求方法	原則として本人が、区で定めた様式に必要事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認(運転免許証、パスポート等の提示による)を実施している。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険情報及び国民年金情報ファイル 診療報酬明細書(レセプト)情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル 国保被保険者マスタデータ、医科・歯科・調剤レセプト、特定健診・特定保健指導データ 簡易血液検査キット及びウェブサービス事業利用者ファイル 歯科分析事業用ファイル 国保資格関係ファイル 国保賦課関係ファイル 各種証及び療養費等申請書 医療費通知データ レセプト情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル 差押処分関係ファイル 資格証関係ファイル
公表場所	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	区民部国保年金課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1208
②対応方法	問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年8月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を行った。
②実施日・期間	【第1回目】平成27年2月23日～平成27年3月24日 【第2回目】平成28年11月2日～平成28年12月1日 【第3回目】令和2年7月1日～令和2年7月30日
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮は行っていない。
④主な意見の内容	【第1回目】意見は寄せられなかった。 【第2回目】意見は寄せられなかった。 【第3回目】意見は寄せられなかった。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	【第1回目】一次点検:平成27年2月9日、二次点検:平成27年4月6日 【第2回目】一次点検:平成28年10月20日、二次点検:平成28年12月19日 【第3回目】一次点検:令和2年5月15日～令和2年6月3日、二次点検:令和2年9月4日
②方法	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を行った。
③結果	別紙「意見対応一覧」に記入。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	表紙 公表日	令和6年9月30日	令和7年10月10日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(公表日の変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【資格・賦課業務】 被保険者の資格管理及び保険証等の発行、国民健康保険料の賦課に係る事務	【資格・賦課業務】 被保険者の資格管理及び資格確認書等の発行、国民健康保険料の賦課に係る事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(帳票名の変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報をファイルにおいて使用するシステム システム1 ②システムの機能	【資格・賦課業務】 被保険者の資格情報を管理する機能 保険証等を発行する機能、及び発行履歴を管理する機能 国民健康保険料の賦課計算を行う機能	【資格・賦課業務】 被保険者の資格情報を管理する機能 資格確認書等を発行する機能、及び発行履歴を管理する機能 国民健康保険料の賦課計算を行う機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(帳票名の変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(収納支援システム、国保総合(集約)システム)	その他(国保総合(国保集約)システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	収納支援システム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報をファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	国保総合(国保集約)システム	システム2へ変更 システム2 ①システムの名称 国保総合(国保集約)システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム名の変更)
令和7年10月10日	Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の 2、3項及び第4、5条(健康保険法関係) 6項及び第6条(船員保険法関係) 13項及び第15条(児童福祉法関係) 16、19項及び第18、21条(児童福祉法関係) 27項及び第29条(予防接種法関係) 38項及び第40条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係) 42項及び第44条(生活保護法関係) 49項及び第50条(地方税法関係) 56項及び第58条(私立学校教職員共済法関係) 65項及び第67条(国家公務員共済組合法関係) 69項及び第71条(国民健康保険法関係) 70項及び第72条(健康保険法関係) 83項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係) 87項及び第89条(老人福祉法関係) 111項及び第113条(雇用保険法関係) 115項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律関係) 125項及び第127条(中国残留邦人等支援給付関係) 131項及び第133条(介護保険法関係) 137項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係) 141項及び第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係) 145項及び第147条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係) 158項及び第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律関係) 161項及び第163条(生活保護法) 164項及び第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要綱) 165項及び第167条(肝炎治療特別促進事業実施要綱) 166項及び第168条(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱) 173項及び第175条(特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い) ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<情報提供が出来る根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法第19条第8号に基づく(主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	様式変更
令和7年10月10日	(別添1)事務内容		図表の修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システム名、帳票名)
令和7年10月10日	(別添1)事務内容 (備考)	1.国民健康保険の資格取得・喪失 (1)国民健康保険資格の取得 区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を取得する。 (2)国民健康保険証等の発行 資格を取得した区民に対し国民健康保険証をはじめ、高齢受給者証や限度額適用認定証等の各証を発行する。 (3)国民健康保険資格の喪失 区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を喪失させる。 2.国民健康保険料の賦課・徴収 (1)国民健康保険料の賦課 世帯単位で国民健康保険料を算出し、賦課決定額を通知する。同時に納付書を送付する。 (2)国民健康保険料の徴収 区民から徴収された国民健康保険料を収納する。 (3)督促・催告の実施 国民健康保険料を完納していない世帯に対し、督促・催告を行う。 (4)滞納整理の実施 国民健康保険料を完納していない世帯に対し、分納相談や差押え等を行う。	1.国民健康保険の資格取得・喪失 (1)国民健康保険資格の取得 区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を取得する。 (2)国民健康保険証等の発行 資格を取得した区民に対し資格確認書や資格情報のお知らせをはじめ、高齢受給者証や限度額適用認定証等の各証を発行する。 (3)国民健康保険資格の喪失 区民からの届出等により大田区国民健康保険の資格を喪失させる。 2.国民健康保険料の賦課・徴収 (1)国民健康保険料の賦課 世帯単位で国民健康保険料を算出し、賦課決定額を通知する。同時に納付書を送付する。 (2)国民健康保険料の徴収 区民から徴収した国民健康保険料を収納する。 (3)督促・催告の実施 国民健康保険料を完納していない世帯に対し、督促・催告を行う。 (4)滞納整理の実施 国民健康保険料を完納していない世帯に対し、分納相談や差押え等を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(帳票名、文言の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅱファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]年金関係情報	・連絡先等情報 [○]5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号) [○]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報 [○]年金関係情報 [○]雇用・労働関係情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記録項目の修正)
令和7年10月10日	Ⅱファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	【識別情報】 個人番号:本人を識別するために必要 その他業務別情報(内部番号):本人を識別するキー情報となるため必要 【連絡先等情報】 通知書等を発送する業務、問合せ業務、国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 【業務関係情報】 地方税関係情報:主に賦課業務、各証の所得区分判定業務等に利用するために必要 健康・医療関係情報:主に被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務等に利用するために必要 医療保険関係情報:主に給付業務等に利用するために必要 生活保護・社会福祉関係情報:主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 介護・高齢者福祉関係情報:主に賦課業務に利用するために必要 年金関係情報:主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要	【識別情報】 個人番号:本人を識別するために必要 その他業務別情報(内部番号):本人を識別するキー情報となるため必要 【連絡先等情報】 通知書等を発送する業務、問合せ業務、国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 【業務関係情報】 地方税関係情報:主に賦課業務、各証の所得区分判定業務等に利用するために必要 健康・医療関係情報:主に被保険者の健康の保持増進に関する事業(特定健康診査、特定保健指導等)に係る事務等に利用するために必要 医療保険関係情報:主に給付業務等に利用するために必要 生活保護・社会福祉関係情報:主に国民健康保険資格の得喪に伴い発生する業務等に利用するために必要 介護・高齢者福祉関係情報:主に賦課業務に利用するために必要 雇用・労働関係情報:主に賦課業務に利用するために必要 年金関係情報:主に特別徴収の判定等に必要	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記録項目の修正)
令和7年10月10日	Ⅱファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、地域力推進部特別出張所	区民部国保年金課、区民部戸籍住民課、地域未来創造部特別出張所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(部署名の変更)
令和7年10月10日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手にかかる妥当性	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があるため、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。	【東京都国民健康保険団体連合会からの入手】 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を東京都国民健康保険団体連合会に委託しているため、保険給付の支給、国民健康保険料の徴収又は保健事業等を実施するためには、東京都国民健康保険団体連合会から当該情報を入手する必要がある。なお、入手する情報は、区の被保険者・擬制世帯主・過去に被保険者であった者・過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ⑤本人への明示	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の69、70、71、160の項	・被保険者もしくはその世帯構成員からの届出時に口頭で使用目的等を説明する。 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ・番号法第22条(利用特定個人情報の提供)第1項	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ⑧使用方法	以下の場合に特定個人情報を利用する。 ①申請書・届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 (例)特定個人情報記載された申請書・届出書等を受理審査する、特定個人情報記載された通知書等を発送する等 ②国保システム、収納支援システム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 (例)各システムに申請書情報等の特定個人情報を入力・登録する、他の事務担当課から各システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから中間サーバを介し他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等 ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 (例)中間サーバから国保システム・収納支援システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ⑤東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等	以下の場合に特定個人情報を利用する。 ①申請書・届出書等を受理、又は通知書等を発送する場合 (例)特定個人情報記載された申請書・届出書等を受理審査する、特定個人情報記載された通知書等を発送する等 ②国保システムシステム内にある特定個人情報を業務で利用する場合 (例)各システムに申請書情報等の特定個人情報を入力・登録する、他の事務担当課から各システムに特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ③情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから中間サーバを介し他実施機関に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等 ④情報提供ネットワークシステム(中間サーバ)から特定個人情報を参照する場合 (例)中間サーバから国保システムに他実施機関の特定個人情報ファイル(データ)を取り込む等 ⑤東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報を提供する場合 (例)国保システムから東京都国民健康保険団体連合会に特定個人情報ファイル(データ)を提供する等	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ⑧使用方法 情報の突合	被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の4情報により、他市町村等(中間サーバ)から入手した情報(レコード)は、大田区内部宛名番号により突合する予定である。	被保険者本人又は代理人、他部署から入手した情報(レコード)は、個人番号、もしくは氏名・生年月日・性別・住所の5情報により、他市町村等(中間サーバ)から入手した情報(レコード)は、大田区内部宛名番号により突合する。	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	・国民健康保険資格の得喪の決定 ・国民健康保険証、短期証、資格証等の交付 ・国民健康保険料の決定 ・国民健康保険に関わる各種通知文書の通知決定 ・国民健康保険の給付決定 など	・国民健康保険資格の得喪の決定 ・資格確認書、資格情報のお知らせ等の交付 ・国民健康保険料の決定 ・国民健康保険に関わる各種通知文書の通知決定 ・国民健康保険の給付決定 など	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(帳票名の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 14件	委託する 8件	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	委託事項1 国保システム保守委託	委託事項2へ変更 委託事項2 国保システム保守委託	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	システムの安定稼働のためにはシステム保守業務が必要不可欠であり、当該業務は専門的な知識を有するシステム開発事業者でなければ実施できない。また、当該業務にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が発生するため、特定個人情報ファイルの利用が必要である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～27、29	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項2 収納支援システム保守委託	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項3 窓口サービス業務委託	委託事項8へ変更 委託事項8 窓口サービス業務委託	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、24～29	窓口サービスの向上・業務の効率化を図るために国民健康保険に関わる窓口業務を委託している。当該委託業務で申請書・届出書の記載内容の確認、及びシステムオンライン画面よりの照会等を行うため、特定個人情報ファイルの利用が必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、23～27	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	パーソルテンプスタッフ株式会社	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先会社名の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項4 データ入力作業委託	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	委託事項5 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務(クラウド移行作業を含む)	委託事項7へ変更 委託事項7 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	委託事項6 納付案内センター業務委託	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	委託事項7 国保システム運用作業委託	委託事項3へ変更 委託事項3 国保システム運用作業委託	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	国保システムの運用において、システムバッチ処理の実行・監視、サーバ等機器への資材(プログラム等)配置等のオペレーション作業が発生し、当該作業は専門的な知識を有する事業者でなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～18、23～27、29	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	委託事項8 サーバ等機器保守委託	委託事項7へ変更 委託事項7 サーバ等機器保守委託	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ①委託内容	国保システム・収納支援システムのハードウェア保守委託(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)	国保システムのハードウェア保守委託(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバ等の機器保守が必要不可欠であり、当該作業は機器メーカーでなければ実施できない。また、当該作業にはシステムで保持しているデータ(特定個人情報ファイル)に関わる作業が含まれる。このため特定個人情報ファイルの利用が間接的に必要不可欠である。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～31	国保年金システムの安定稼働のためには、システムが動作しているサーバー等の機器保守には、専門的な知識を有する民間事業者による取り扱いが必要なため。 ※取り扱う特定個人情報ファイル:「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」のNO.1～19、23～29	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く) [○]紙 [○]その他	[○]その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	日本電気株式会社	日本電子計算株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑦再委託の有無	[再委託する]	[再委託しない]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑧再委託の許諾方法	・委託先が受託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面による承諾を大田区より受けなければならないこととしている(契約仕様書に記載)。 ・再委託先事業者は委託先が負担するのと同様の義務・責任を負うこととしている(契約仕様書に記載)。	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑨再委託事項	ハードウェア保守作業(サーバ等の定期点検、障害時の部品交換等)	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(委託先の変更)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	委託事項9 保険証等の印刷発行委託	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10	委託事項10 通知書等の印刷発行委託	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載誤り)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	委託事項11 データ入力作業及びレセプト点検業務委託	削除	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項12	委託事項12 資格継続業務、高額該当回数 の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同 処理業務	委託事項4 ヘ変更 委託事項4 資格継続業務、高額該当回数 の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同 処理業務	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13	委託事項13 医療保険者等向け中間サーバ 等における資格履歴管理事務	委託事項5 ヘ変更 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバ 等における資格履歴管理事務	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13 ①委託内容	オンライン資格確認のために、医療保険者等向 け中間サーバ等において、個人番号を利用し た被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の 採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付 管理などを行う。	オンライン資格確認のために、医療保険者等向 け中間サーバ等において、個人番号を利用し た被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の 採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付 管理および個人番号の紐づけが正しいか否か を検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14	委託事項14 医療保険者等向け中間サーバ 等における機関別符号取得等事務	委託事項1 ヘ変更 委託事項1 医療保険者等向け中間サーバ 等における機関別符号取得等事務	事後	様式変更
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑦時期・頻度	国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて大 田区国民健康保険に加入した住民 ※資格喪失者を含む	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(記載誤りの修正)
令和7年10月10日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先3 ⑥移転方法	[○]庁内連携システム	[○]庁内連携システム [○]その他(国保システム操作端末より特定個 人情報ファイルを利用する。)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	(別添2)ファイル記録項目		図表の修正	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(帳票名の変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用で きるシステムメニューを設定しており、業務で必 要としない情報を入力(登録)できないよう制御し ている。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得して おり、誰がいつ・どのような操作(どのような情 報を参照したか等)を実施したかを確認し不正な アクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システム・収納支援システム により入手している情報項目は必要最小限の 項目に限定しており、連携ファイルレイアウト にない項目は連携されない(国保システムに提供 されない)。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用で きるシステムメニューを設定しており、業務で必 要としない情報を入力(登録)できないよう制御し ている。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得して おり、誰がいつ・どのような操作(どのような情 報を参照したか等)を実施したかを確認し不正な アクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している 情報項目は必要最小限の項目に限定して おり、連携ファイルレイアウトにない項目は連携 されない(国保システムに提供されない)。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム 利用までに端末のWindows認証、システムの ユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されてい る。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用で きるシステムメニューを設定しており、業務で必 要としない情報を入力(登録)できないよう制御し ている。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得して おり、誰がいつ・どのような操作(どのような情 報を参照したか等)を実施したかを確認し不正な アクセスを監視している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システム との通信は暗号化を実施している。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム 利用までに端末のWindows認証、システムの ユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されてい る。 ③個人・所属グループ(課・係等)単位で利用で きるシステムメニューを設定しており、業務で必 要としない情報を入力(登録)できないよう制御し ている。 ④個人・操作端末単位で操作ログを取得して おり、誰がいつ・どのような操作(どのような情 報を参照したか等)を実施したかを確認し不正な アクセスを監視している。 ⑤区民情報系基盤システムとの通信は暗号化 を実施している。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(システムの変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	【システム以外】 ①窓口で個人番号を入手する場合は、 ・個人番号カードの提示を受け、顔写真等から本人のもので間違いのないことを確認する ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う ・確認した個人番号とシステムで保持している個人番号を照合確認する 等の本人確認と、本人の個人番号であることを確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ②区民情報系基盤システムより個人番号を入手する場合は、他の事務担当課の窓口で上記方法と同様の真正性確認を行った個人番号が連携される。 【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入手する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。 【収納支援システム】 国保システムより個人番号情報を入手する(収納支援システムから個人番号を入力・登録しない)。	【システム以外】 窓口で個人番号を入手する場合は、 ・個人番号カードの提示を受け、顔写真等から本人のもので間違いのないことを確認する ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う ・確認した個人番号とシステムで保持している個人番号を照合確認する 等の本人確認と、本人の個人番号であることを確認するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 【国保システム】 大田区に住民登録されていない対象者(遠隔地被保険者等)である者以外は、住民記録システムより個人番号情報を入手する(国保システムから個人番号を入力・登録しない)。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【国保システム】 ①システムへのデータ入力時や区民情報系基盤システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。 ④区民情報系基盤システム・収納支援システムからのデータ連携処理が正常に完了したか監視している。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①システムへのデータ入力時や区民情報系基盤システムからのデータ連携時等に、不正なデータとなっていないか整合性チェック(正しいデータ型となっているか、矛盾したデータが存在していないか等)を実施している。 ②特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作を実施したか確認し不正なアクセスを監視している。 ④区民情報系基盤システムからのデータ連携処理が正常に完了したか監視している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	【システム以外】 ①申請書・届出書・電子媒体等を机上に放置しない等適切な管理を行い、開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。 ③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。 【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤システムと操作端末間の通信は暗号化されている。 ⑥端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等へ書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。 【収納支援システム】 同上	【システム以外】 ①申請書・届出書・電子媒体等を机上に放置しない等適切な管理を行い、開庁時以外は施錠できる保管庫に格納している。 ②事務処理の中で発生する個人情報を含む帳票類については、担当者が必ず内容を確認しながら他の帳票類と区分し、不要になったタイミングで速やかにシュレッダーで裁断している。 ③委託先事業者等に特定個人情報を提供する場合、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。 ④端末からデータ(ファイル等)を外部記憶媒体等へ書き出していないか監視しており、書き出し処理を実施した場合、課内の業務担当係長に書き出した旨の通知が発報される。 【国保システム】 ①システムユーザは限定されており、システム利用までに端末のWindows認証、システムのユーザ認証が必要となっている。 ②システムを利用できる端末は限定されている。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④特定個人情報はシステム内のデータベースに格納され、当該データベースへの接続方法はシステム管理者以外は知り得ない。このため当該情報をデータベースから入手することは不可能となっている。 ⑤システムと操作端末間の通信は暗号化されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1 宛名システム等における措置の内容	【国保システム】 ①区民情報系基盤システム・収納支援システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(システムに提供されない)。 規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。 ②新たな項目を紐付けようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(システムに提供されない)。 規定された項目以外を連携しようとした場合も、システムは必要な項目のみ取り込みを行い、それ以外を取り込まない仕様とする。 ②新たな項目を紐付けようとした場合でもシステムのデータベース(データテーブル)領域を拡張することはシステム管理者でなければ実施できないため、業務で必要としない情報項目をデータベース(データテーブル)に追加することはできない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法	【システム以外】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外は実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システム・収納支援システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを速やかに削除する手順を設けている。 【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員(システム管理者)を限定している。 【収納支援システム】 同上	【システム以外】 ①システム利用権限の付与・変更・失効は、システム管理者以外は実施しない運用としている。 ②他部署職員が国保システムを利用する場合、又は利用する職員に変更が発生した場合、申請書により所定の審査・承認を経て利用権限を付与・変更するルールを定めており、ルールに従って業務を行っている。 ③権限の失効は、システム管理者にて人事異動時及び定期的に確認を行い、必要の無いIDを速やかに削除する手順を設けている。 【国保システム】 個人・所属グループ(課・係等)単位でアクセス権限を発効・失効する機能を設けており、アクセス権限の発行・失効を行う職員(システム管理者)を限定している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク3 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク4 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること ＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	委託先事業者に以下を義務付けている。 ①作業終了後に大田区から提供を受けた特定個人情報データを適正に返却・消去すること ②データ消去をした場合は、データ消去報告書を提出すること	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(記載内容の修正)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①区民情報系基盤システム・収納支援システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。 【収納支援システム】 ①国保システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②収納支援システムと国保システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。	【国保システム】 ①区民情報系基盤システムとの特定個人情報ファイルの連携は、FW等の通信機器の設定、連携のやりとり時にID・パスワードを要求する(FTP)等の対応を実施する。 ②国保システムと区民情報系基盤システムとのデータ連携は、都度、ログファイル(いつ・どのデータ・ファイルが・どのシステムからどのシステムに提供されたか等のログ)を作成しており、システム内に保持される。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 5. 特定個人情報の提供・移 転 リスク3 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システム・収納支援システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。 ②個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ③区民情報系基盤システムにより入手している情報項目は必要最小限の項目に限定しており、連携ファイルレイアウトにない項目は連携されない(国保システムに提供されない)。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①システムを利用するためには、生体情報・パスワード等が必要不可欠である。これらが他人に知られることのないように適切に管理することがルールに定められており、実際に運用されている。 ②個人・所属グループ(課・係等)単位で利用できるシステムメニューを設定しており、システム利用権限のない職員は特定個人情報を利用することはできない。 ③個人・操作端末単位で操作ログを取得しており、誰が、いつ・どのような操作(どのような情報を参照したか等)を実施したかを確認し不正なアクセスを監視している。 ④システムが利用できる端末を限定している。 ⑤区民情報系基盤システム・収納支援システムとの通信は暗号化を実施している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7 リスクに対する措置の内容	【国保システム】 ①国保システムから特定個人情報を提供・移転する先は区民情報系基盤システムと収納支援システムに限定され、提供先を変更するにはサーバ内のプログラム及びファイヤーウォール等の通信機器設定を変更する必要がある。当該変更を実施できるのは特定のシステム事業者のみに限定されており、システム事業者の悪意による行為を防ぐために、サーバールームへの入室管理と操作ログの採取を実施している。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 【収納支援システム】	【国保システム】 ①国保システムから特定個人情報を提供・移転する先は区民情報系基盤システムに限定され、提供先を変更するにはサーバ内のプログラム及びファイヤーウォール等の通信機器設定を変更する必要がある。当該変更を実施できるのは特定のシステム事業者のみに限定されており、システム事業者の悪意による行為を防ぐために、サーバールームへの入室管理と操作ログの採取を実施している。 ②中間サーバーにおいては、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際に、情報提供許可情報と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情報を抽出する機能を有している ③情報提供ネットワークシステムから配信される情報(照会許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関、事務、特定個人情報種別等の情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順 手順の内容	【収納支援システム】	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	Ⅳリスク対策(その他) 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和5年8月29日	③区民部国保年金課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり。 令和7年6月10日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(手順書の改定)
令和7年10月10日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	国民健康保険情報及び国民年金情報ファイル、収納支援システムに関わるファイル、診療報酬明細書(レセプト)情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、医科レセプト、調剤レセプト、特定健診データ、被保険者マスター等、大田区国民健康保険運営協議会委員名簿、参加申込者ファイル、利用者ファイル、受診勧奨対象者データ、外字フロントファイル、成人歯科健診データ、国保資格関係ファイル、国保賦課関係ファイル、各種証及び療養費等申請書、特殊送付先ファイル、送付先リスト(相続)、送付先リスト、【照会・回答】国民健康保険被保険者の資格について、記号番号変更候補一覧リスト、精神医療給付金支給リスト、東日本大震災による一部負担金免除対象者一覧表、第三者行為傷病届、都単公費(まる障 都外契約医療機関)リスト、マル長後期高齢移行リスト、委任口座廃止リスト、滞納世帯リスト、限度額適用認定証70歳到達リスト、医療費通知、保険者間調整候補リスト一般分、遡及分、【結核】証発行管理、【精神】証発行管理、レセプト情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル、保険者間調整申請書差込印刷、特別療養費 受付・支給状況管理、執行停止関係ファイル、差押処分関係ファイル、資格証関係ファイル	国民健康保険情報及び国民年金情報ファイル 診療報酬明細書(レセプト)情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル 国保被保険者マスターデータ、医科・歯科・調剤レセプト、特定健診・特定保健指導データ 簡易血液検査キット及びウェブサービス事業利用者ファイル 歯科分析事業用ファイル 国保資格関係ファイル 国保賦課関係ファイル 各種証及び療養費等申請書 医療費通知データ レセプト情報及び再審査申出・過誤申出対象ファイル 差押処分関係ファイル 資格証関係ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(システムの変更)
令和7年10月10日	VI評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年8月30日	令和7年8月29日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(評価実施日の更新)